総務課から

町公式FacebookとTwitterを開設しています

本町では、ホームページの他、FacebookとTwitterでも、各種お知らせやイベント情報を掲載しています。

また、災害発生時には、災害情報を随時掲載しますので、「フォロー」や「リツイート」をしていただき、情報の取得や共有にご活用ください。

別海町公式Facebook
URL　https://www.facebook.com/betsukai.jp/
アカウント　@betsukai.jp

別海町公式Twitter
URL　https://twitter.com/betsukai.town/
アカウント　@betsukaitown

問合せ／情報管理担当（内線2121・2122）

総合政策課から

防衛セミナーを開催します

陸上自衛隊第５旅団副旅団長 笠松 誠 一等陸佐による防衛セミナーを開催します。笠松一等陸佐は、アメリカのアラバマ州やイラクのサマーワ、パキスタン、東日本大震災、北海道南西沖地震等で、復興支援や緊急救助、災害派遣活動等に従事され、現在は第５旅団副旅団長兼ねて帯広駐屯地司令として道東の防衛警備等を担任されています。

今回のセミナーでは、自衛隊活動の実態や、海外での勤務時の話、災害派遣の体験談等を講話します。

笠松（かさまつ）　誠（まこと）一等陸佐
第5旅団副旅団長（第10代）
帯広駐屯地司令（第39代）

演題 軍楽隊の「音」
第１部　国際情勢
第２部　国際任務
第３部　軍楽隊の音

■開催日　10月26日㈮
■時　間　開場 午後６時　開演 午後６時30分
（午後８時15分終了予定）
■会　場　別海町マルチメディア館
■入場料　無料（事前の申し込みは必要ありません）
■主　催　別海町、別海町自衛隊協力会

問合せ／まちづくり推進担当（内線2211・2212）

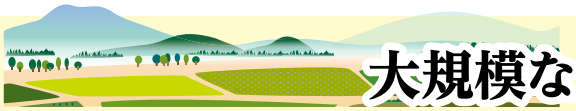

大規模な土地取引には届出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引（所有権の移転等）を行ったときは、契約締結日を含めて２週間以内（郵送期間を含む）に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的および取引価格等を土地の所在する市町村に届け出る必要があります。

なお、適正な土地利用の確保のため、提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出をお願いします。

■提 出 方 法　右記提出先に持参または郵送
■届 出 様 式　町ホームページにて配布
■制度の詳細　北海道土地水対策課のページ「大規模な土地に関する権利の移転等の届出制度（国土利用計画法）」
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/seido.htm

＜届出に係る留意事項＞

- 本町の場合は、10,000㎡以上の土地取引が届出対象です。
- 当事者の一方または双方が国や地方公共団体等である場合や、滞納処分等の競売、農地法第３条第１項の許可を要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は届出不要です。
- 契約締結日から２週間後に当たる日が、土、日、祝日等で閉庁日の場合は、その翌日等、最初の開庁日が提出期限となります。

＜提出先・問合せ＞
〒086-0205　別海町別海常盤町280番地
別海町役場総務部　総合政策課　企画振興担当
TEL 75-2111（内線2213・2214）

総合政策課から

2018年 漁業センサスを実施します

政府統計

漁業センサスは、我が国における漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通、加工業などの漁業を取り巻く実態と変化を、総合的に把握することを目的に、５年ごとに行う大規模な調査です。

■調査は平成30年11月１日現在で実施します。
■調査の結果は水産施策の企画、立案、推進や、漁場の整備、地方交付税の算定基礎として利活用されます。

今後のスケジュール

1　10月中旬、調査の対象となった世帯や団体へ調査員が訪問し、インターネット回答用のログインIDと紙の調査票を配布します。
2　その後インターネット回答をしていない世帯にのみ調査員が再訪問し、紙の調査票を回収します。

漁業センサス

■調査の回答方法は下記の２通りあり、それぞれ回答期間が決まっています。

回　答　方　法	回　答　期　間
インターネット（パソコンのみでの回答） ※スマートフォン、タブレットからの回答はできません。	ログインID受領（10月中旬）から平成30年10月24日㈬23時59分まで
紙の調査票に記入し、調査員が訪問して回収	平成30年11月１日㈭から平成30年11月11日㈰まで

■調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。
■調査の趣旨や必要性をご理解いただき、回答にご協力いただくようよろしくお願いします。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2212・2216）

別海町ふるさと応援制度　寄付をいただきました

8月中に、62名の方から寄付をいただきました。たくさんの応援をありがとうございます。
寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。
※氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載します。

問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）

税務課から

軽自動車税の納め忘れはありませんか

平成30年度の軽自動車税については、６月末で納期が終了しています。いま一度納め忘れがないかご確認いただき「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」「すぐに納付ができない」などの各種相談は下記担当までご連絡ください。

また、平成30年度の町道民税と固定資産税については、10月末の第３期納期限をもって本年度の納期が全て終了しますので、納期内納税にご協力をお願いします。

本年度の債権調査・差押件数
■債権の調査　618件
■債権の差押　11件
（平成30年８月末現在）

町税の納付は便利で安心な口座振替をお勧めします

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）